

「グリーンツーリズム特区」変更案 新旧対照表

「707 特定農業者による濁酒の製造事業」の追加

		新	旧
P. 2	5 構造改革特別区域計画の意義	(4) すなわち本計画は、農山村地域や温泉地の活性化を真摯に志向する地域の多様な主体と行政が連携し、農家民宿や市民農園整備を促進することに加えて、 <u>農家民宿等による濁酒製造を可能にすることを盛り込んだ</u> 規制の特例措置と、地域の自助努力によるツーリズム振興策を両輪として、本地域の持てる資源を最大限に引き出し、低迷する農山村地域等の活性化を積極的に進めようとするものである。	(4) すなわち本計画は、農山村地域や温泉地の活性化を真摯に志向する地域の多様な主体と行政が連携し、農家民宿や市民農園整備を促進する規制の特例措置と地域の自助努力によるツーリズム振興策を両輪として、本地域の持てる資源を最大限に引き出し、低迷する農山村地域等の活性化を積極的に進めようとするものである。
P. 3	6 構造改革特別区域計画の目標	(1) ライフスタイルの多様化に伴い、個人の価値観に対応した人と人がふれあう生活への期待が高まる中、「農」とふれあい、楽しむツーリズムへの需要が高まっている。その需要を的確にとらえ、ツーリズムを行うツーリストに泊まってもらえる新しい宿泊の形態としての「 <u>農家民宿事業</u> 」、また市民農園で農作業を行う人が滞在できるような「 <u>市民農園整備事業</u> 」を推進していく。 <u>おって、農家民宿の推進に当たっては、「杜氏」の経験者が多い当地方の特色を生かして「特定農業者による濁酒の製造」の取り組みを促進し、新たな形態による事業の展開を推進する。</u> これらの事業を核として、体験型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市住民を北但馬地域へ呼び込み、農業体験などのグリーンツーリズムによる交流を推進する。	(1) ライフスタイルの多様化に伴い、個人の価値観に対応した人と人がふれあう生活への期待が高まる中、「農」とふれあい、楽しむツーリズムへの需要が高まっている。その需要を的確にとらえ、ツーリズムを行うツーリストに泊まってもらえる新しい宿泊の形態としての「 <u>農家民宿事業</u> 」、また市民農園で農作業を行う人が滞在できるような「 <u>市民農園整備事業</u> 」を推進していく。 これらの事業を核として、体験型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市住民を北但馬地域へ呼び込み、農業体験などのグリーンツーリズムによる交流を推進する。

	<p>(2) 北但馬地域のポテンシャルの高い豊かな自然を活用して、多様な宿泊施設や多様な自然体験メニュー及び濁酒を観光客に提供することにより、都市部からの誘客を促進、北但馬地域で都市と農村の交流の拠点づくりを行うことで、従来の観光とグリーン・ツーリズム及びエコツーリズムが融合した新たなツーリズム産業の創出をめざす。</p>	<p>(2) 北但馬地域のポテンシャルの高い豊かな自然を活用して、多様な宿泊施設や多様な自然体験メニューを観光客に提供することにより、都市部からの誘客を促進、北但馬地域で都市と農村の交流の拠点づくりを行うことで、従来の観光とグリーン・ツーリズム及びエコツーリズムが融合した新たなツーリズム産業の創出をめざす。</p>																
	<p><観光客入込数> 略 <観光消費額> 略 <特定農業者による濁酒></p> <table border="1" data-bbox="645 699 1352 865"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現在</th> <th>20年度</th> <th>15 20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農家民宿</td> <td>0件</td> <td>5件</td> <td>皆増</td> </tr> <tr> <td>地域食材提供施設</td> <td>0件</td> <td>5件</td> <td>皆増</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0件</td> <td>10件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	現在	20年度	15 20年度	農家民宿	0件	5件	皆増	地域食材提供施設	0件	5件	皆増	計	0件	10件		<p><観光客入込数> 略 <観光消費額> 略</p>
区分	現在	20年度	15 20年度															
農家民宿	0件	5件	皆増															
地域食材提供施設	0件	5件	皆増															
計	0件	10件																
<p>8 特定事業の名称</p>	<table border="1" data-bbox="645 932 1352 1171"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>特定事業の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>407</td> <td>農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業</td> </tr> <tr> <td>707</td> <td>特定農業者による濁酒の製造事業</td> </tr> <tr> <td>1002</td> <td>地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業</td> </tr> </tbody> </table>	番号	特定事業の名称	407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業	707	特定農業者による濁酒の製造事業	1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	<table border="1" data-bbox="1391 932 2092 1129"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>特定事業の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>407</td> <td>農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業</td> </tr> <tr> <td>1002</td> <td>地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業</td> </tr> </tbody> </table>	番号	特定事業の名称	407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業	1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業		
番号	特定事業の名称																	
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業																	
707	特定農業者による濁酒の製造事業																	
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業																	
番号	特定事業の名称																	
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業																	
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業																	
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に</p>	<p>(2) 農家民宿事業の推進 農林漁家が民宿を開設する場合の旅館業法上の面積要件撤廃及び消防用設備等が緩和された(407)ことによる農家民宿事業の推進 旅館業法上の面積要件の撤廃及び消防用設備等が緩和</p>	<p>(2) 農家民宿事業の推進 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件撤廃による農家型民宿事業の推進 旅館業法上の面積要件が撤廃されたことにより、農家民宿への取り組みが容易になったことをふまえ、その周</p>																

<p>関し地方公共団体が必要と認める事項</p>	<p>和されたことにより、農家民宿への取り組みが容易になったことをふまえ、その周知・PRを図りながら、一層の農家民宿の整備を促進する フレンドリーイン推進事業 (略)</p> <p>(3) 濁酒の製造事業 <u>グリーンツーリズム特区内で、農家民宿等及び酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造することを可能とすることにより、他地域で経験することのできない農村体験や地産地消といったグリーンツーリズムの確立を図り地域の活性化を目指す。</u></p> <p>(4) 市民農園整備事業 (略)</p> <p>(5) 産業集積条例に基づく立地支援措置 (略)</p> <p>(6) 体験交流ツーリズムの推進 (略)</p> <p>(7) コウノトリを中心とした地域づくり (略)</p>	<p>知・PRを図りながら、一層の農家民宿の整備を促進する フレンドリーイン推進事業</p> <p>(3) 市民農園整備事業 (略)</p> <p>(4) 産業集積条例に基づく立地支援措置 (略)</p> <p>(5) 体験交流ツーリズムの推進 (略)</p> <p>(6) コウノトリを中心とした地域づくり (略)</p>
--------------------------	---	--